

情報通信審議会 情報通信技術分科会

IP ネットワーク設備委員会（第 13 回）議事要旨（案）

1 日 時

平成 21 年 6 月 9 日（火）16 時 30 分 ～ 18 時 00 分

2 場 所

総務省 10 階 第 1 会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 構成員

相田 仁（主査）、小松 尚久（主査代理）、井上 友二（代理:大石 貴之）、尾形 わかは、加藤 義文、坂田 紳一郎（代理:喜多 裕彦）、資宗 克行（代理:小澤 廣）、富永 昌彦、矢入 郁子、吉田 清司（代理:寺田 昭彦）、渡辺 武経

（以上 11 名）

(2) オブザーバ

五十川 洋一（代理:今野 正之）、大岡 忠男、尾上 誠蔵（代理:長尾 嘉則）、冲中 秀夫、片山 泰祥（代理:栗野 友文）、北地 西峰、木下 剛、高橋 英一郎、千村 保文、三木 康正（代理:林 克哉）、弓削 哲也（代理:吉井 裕重）

（以上 11 名）

(3) 事務局

田原電気通信技術システム課長、片桐同課安全・信頼性対策室長、菅田同課課長補佐、荒木同課係長、沼田通信規格課課長補佐

4 議 事

(1) IP ネットワーク設備委員会報告（案）（技術検討作業班報告）について

事務局より、資料 13-1 に基づき、IP ネットワーク設備委員会報告（案）（技術検討作業班報告）について説明があり、以下の質疑応答があった。

○ 資料 13-1 の P. 63 以降に「参考」とあるが、これは何を意味するのか。

→ これは P. 62 の安全性の技術的条件案に対応しているもので、総務省の告示にて規定することを想定している。答申案において技術的条件として記載したいと考えているので、「参考」は削除することとする。

○ 資料 13-2 の「その他の安全性に関する技術的条件」の記載内容について、技術検討作業班で議論が尽くされていない点が多いことや、例えば、「構造対策」のりょう（稜）や角がどのくらいの角度で安全となるかなど、詳細に記載されていないがどう考えるか。

→ 該当箇所の規定内容について、詳細に記載しないこととしている。国際標準でもそれほど詳細な規定をしているわけではない。

- 資料 13-2 の報告書 P. 37 の 5.1 の部分についても、位置付けがはっきりするよう、4.1 と同様に前書きを記載してほしい。
- ソフトウェアのダウンロード時の改変防止などについてガイドラインを策定するとあるが、技術検討作業班の検討ではまだ課題が残っており、更なる議論が必要ではないか。
 - ガイドラインに関する記載について、報告書に補足することとする。
- 過電圧耐力と安全性の規定の経過措置について、表現を統一してほしい。
 - 安全性に関する経過措置に関して、事業用電気通信設備については過電圧耐力の表現に合わせることとし、端末設備に関しては、現状のとおりとする。
- 過電圧耐力と安全性の経過措置の期間について、公布 3 年後などと明示されているが、公布のタイミングとガイドライン化の関係についてご説明いただきたい。
 - 公布に至るまでに、WTO 通報などの事務的な作業があり、今年度一杯はかかると思われる。その間に各ガイドラインについてご議論いただきたい。
- 技術検討作業班の議論では、ソフトフォン端末を識別する手段の例として、ソースコードの一部又はダイジェストによる識別が挙げられたので、P. 45 では、脚注などでダイジェストを例示する表現にしてはどうか。
 - そのような表現に修正する。具体的な方法についてはガイドライン等の策定時にご議論いただきたい。

(2) その他

事務局より、資料 13-3 に基づき、今後のスケジュールについて、意見募集を 6 月 15 日より 30 日間行い、次回の委員会（6 月 16 日、安全・信頼性検討作業班関係）を経て、次々回の委員会（7 月 23 日予定）で、意見募集の結果を踏まえた審議を予定している旨説明があった。

また、今回の議論を踏まえた追加意見については 6 月 10 日 17 時まで受け付け、意見募集にかける報告書案の修正については、主査に一任することとされた。

【資料番号】	【配付資料】
資料 13-1	IP ネットワーク設備委員会 技術検討作業班報告書説明資料
資料 13-2	IP ネットワーク設備委員会 技術検討作業班報告書
資料 13-3	今後のスケジュール（案）
参考資料 13-1	IP ネットワーク設備委員会（第 12 回）議事概要（案）